

和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格

入札参加資格 承継 の手引き

1 承継に必要な要件

入札参加資格者から業務を承継し、その業務と同一性を失わない業務を引き続き行おうとする者が、次の各号のいずれかに該当する者であるときは、その承継する業務に対応する入札参加資格を承継することができます。

- ア 個人事業主が死亡した場合におけるその相続人
- イ 個人事業主が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなった場合におけるその二親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族
- ウ 個人事業主がその事業に関し法人を設立した場合におけるその法人
- エ 法人が合併した場合における合併後存続する法人又は合併により設立される法人
- オ その他知事がこれらに類すると認める者

2 資格の有効期間

入札参加資格の承継が認められた日から 業務を承継される者の資格有効期限まで

3 申請方法

申請書類を以下の提出先に、簡易書留等配達記録の残る方法により 郵送で提出してください。電子による申請はできませんので、ご注意ください。

※申請前に、必要書類等について総務事務集中課にあらかじめお問合せください。

<提出先>

和歌山県 会計局 総務事務集中課

所在地 〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

電 話 073-441-2294 F A X 073-441-2288

●以下の業務種目に関することは、各担当課に直接お問い合わせください

庁舎管理関係：管 財 課 電話：073-441-2213 FAX：073-441-2248

情報処理関係：情報基盤課 電話：073-441-2404 FAX：073-423-1313

森林整備関係：森林整備課 電話：073-441-2980 FAX：073-432-5850

4 申請に必要な書類

(1)申請様式

様式番号	説明
必須書類	
別記第 9 号様式	物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格審査事項変更申請書
別記第 1 号様式	物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格審査申請書(その1)
別記第 2 号様式	物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格審査申請書(その2)
別記第 4 号様式	役員等に関する調書
別記第 6 号様式	営業概要調書
以下の書類は、説明欄に 該当時のみ提出 してください。	
別記第 3 号様式	代理人届兼委任状 ▲県外の事業者で代理人を設定する場合は必要。
別記第 7 号様式	印刷業者業務調書 ▲登録する業務種目が「大分類：18 物品調達 小分類：4 印刷」である場合は必要。
別記第 8 号様式	物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格審査事項変更届 ▲吸収合併による消滅会社が入札参加資格を持っている場合は必要。

●入手方法

◇和歌山県 総務事務集中課のホームページからダウンロード

「和歌山県 総務事務集中課のホームページ」

→「物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格審査申請の手続き」

URL：https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/120200/d00214232.html

◇以下の場所で配布

本 庁：総務事務集中課、管財課、情報基盤課、森林整備課、警察本部会計課

振興局：各振興局（海草振興局を除く）の地域づくり部総務県民課（串本地区駐在を含む）

(2)添付書類(例)

- ・書類はすべて原本・コピーどちらでも可（押印は不要）。
- ・以下に記載する書類は、添付書類の例示です。承継の内容によっては、記載されていない追加の書類が必要になる場合があります。

◆承継前：法人 → 承継後：法人 の場合

※法人が合併、分割、事業譲渡を行った場合等

書類名	留意事項
合併・分割・事業譲渡契約書	法人の組織変更（合併、分割、事業譲渡等）を証明する書類。
承継後の法人に係る書類	
登記事項証明書 ※履歴又は現在事項証明書	発行後3か月以内のもの。
納税証明書（国税） ※様式その3又はその3の3	発行後3か月以内のもの。 消費税及び地方消費税に未納税額がない証明。
納税証明書（県税） ※別記第1号の12の2様式	発行後3か月以内のもの。 和歌山県税に未納税額がない証明。 ※和歌山県内に本社や支社等（代理人でない者も含む）がない場合は、別紙様式「和歌山県税の納税義務がないことの申出書」を提出。
財務諸表 ※貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書	直前の事業年度の決算書類。 ※新規に設立した法人で、申請日時点で決算をしていない場合は「開始貸借対照表」を提出。
営業に関して必要な許認可等を受けていること又は必要な届出等を行っていることを証する書類	登録する業務種目が、営業に関して許認可や届出等を必要とする場合に必要。
承継前の法人に係る書類	
閉鎖事項証明書	吸収合併による消滅会社の閉鎖を証明する書類。

◆承継前：個人 → 承継後：法人 の場合

※個人事業主が法人を設立した場合等

書類名	留意事項
承継後の法人に係る書類	
登記事項証明書 ※履歴又は現在事項証明書	発行後 3 か月以内のもの。
納税証明書（国税） ※様式その 3 又はその 3 の 3	発行後 3 か月以内のもの。 消費税及び地方消費税に未納税額がない証明。
納税証明書（県税） ※別記第 1 号の 1 2 の 2 様式	発行後 3 か月以内のもの。 和歌山県税に未納税額がない証明。 ※和歌山県内に本社や支社等（代理人でない者も含む） がない場合は、別紙様式「和歌山県税の納税義務 がないことの申出書」を提出。
営業に関して必要な許認可等を受けていること又は必要な届出等を行っていることを証する書類	登録する業務種目が、営業に関して許認可や届出等を必要とする場合に必要。
承継前の個人事業主に係る書類	
廃業届	個人事業の廃業を証明する書類。

◆承継前：個人 → 承継後：個人 の場合

※個人事業主の死亡により事業を相続する場合等

書類名	留意事項
承継後の個人事業主に係る書類	
開業届	個人事業の開業を証明する書類。
納税証明書（国税） ※様式その 3 又はその 3 の 3	発行後 3 か月以内のもの。 消費税及び地方消費税に未納税額がない証明。
納税証明書（県税） ※別記第 1 号の 1 2 の 2 様式	発行後 3 か月以内のもの。 和歌山県税に未納税額がない証明。 ※和歌山県内に本社や支社等（代理人でない者も含む） がない場合は、別紙様式「和歌山県税の納税義務 がないことの申出書」を提出。
戸籍謄本 等	死亡、続柄等を確認する書類。
営業に関して必要な許認可等を受けていること又は必要な届出等を行っていることを証する書類	登録する業務種目が、営業に関して許認可や届出等を必要とする場合に必要。
承継前の個人事業主に係る書類	
廃業届	個人事業の廃業を証明する書類。